



巻頭言

石油コンビナート等における
事故対策の推進消防庁特殊災害室長
齋藤 健一

令和8年4月に消防庁特殊災害室長に着任しました。石油コンビナート等における防災対策をはじめ、特殊災害対策に全力で取り組んで参ります。

今年5月に「令和7年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要」を公表しました。残念ながら死者1人、負傷者48人が発生しております。深刻な爆発事故が相次いだ頃の平成26年の死者5人、負傷者76人と比較すると、石油コンビナート等災害防止3省連絡会議や事業所の取組によって、死傷者を伴う重大な事故の発生防止については一定の成果がみられます。

一方で、地震によらない一般事故の件数は、過去最多の425件となっています。事故種別でみると、火災と漏えい事故が大半であり、事故の要因でみると、人的要因では「操作確認不十分」、物的要因では「腐食疲労等劣化」が多い状況です。

石油コンビナート等特別防災区域では、大量の石油、高圧ガス等を取り扱っていることから、ひとたび火災、漏えい等の事故が発生すれば、特定事業所内のみならず当該事業所の敷地外、更には特別防災区域の外部にまで甚大な被害を与える可能性があります。そうした特殊性を踏まえて、災害の発生及び拡大の防止に万全の措置を講ずることが必要であり、事業者等においては、事故が発生した際は事故の原因究明を行うとともに、再発防止対策を策定すること等により、事故防止への取組が必要となっています。引き続き、プラントに関わるすべての従業員の育成や操作確認についての徹底、経営トップを先頭にした安全意識の向上、事故防止のための適切な安全への経営資源の投入が求められている状況であると考えています。

また、昨今の脱炭素、カーボンニュートラル等の世界的な潮流から、石油コンビナート等も従来の姿から様相が変わり、これまで想定していなかったような危険性を有する施設、設備が今後設置されていくことも考えられます。事故防止に不断に取り組む姿勢は時代をまたいで継承・醸成していくことは変わらず重要であるとともに、事故の発生防止策や被害の拡大防止策はその都度時代に即したものに合わせていくことも必要であり、不断に取り組まれている関係者の努力に尊敬と感謝の意を表するところです。

特殊災害室では、これまで「石油コンビナートにおける事故分析を踏まえた事故防止の手引き」の作成等に取り組む、石油コンビナート等の各事業所において事業活動を行う中で活用していただくことで、事故の発生防止、被害の拡大防止に資することを期待しています。また、自衛防災組織の技能コンテストの実施等を通じた防災要員の能力・意識の向上や、新技術の円滑な導入による災害対応の充実強化の促進など、石油コンビナート等における事故対策の推進に引き続き取り組んで参りますので、読者をはじめ関係者の皆様におかれましても事故防止に取り組んでいただくとともに、ご支援をお願いいたします。